

# 令和8年度「全国中学生人権作文コンテスト京都大会」実施要領

主催	京都地方法務局 京都府人権擁護委員連合会
後援	京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都新聞 NHK京都放送局 KBS京都 京都パープルサンガ

## 1 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施します。

## 2 応募規定

### (1) 対象

京都府内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校その他の教育施設に在学する者で中学生に準ずる生徒

### (2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとします。

### (3) 原稿用紙等

#### ア 原稿用紙の種類及び枚数

学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とします。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とします。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象となりません。

#### イ 必要記入事項

応募原稿には、①学校名、②学年、③氏名(ふりがな)及び④題名を記入してください。

#### ウ 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。パソコン等により作成した場合は、マス目付きの400字詰原稿用紙

形式により作成し、A4判（横向き）で印刷したものを提出してください。

(4) 応募方法等

ア 応募票

学校ごとに応募作文を取りまとめ、「令和8年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会人権作文応募票」を作成願います。

イ 応募方法

応募票及び原稿用紙の原本（パソコン等により作成した場合は、当該データを印刷したものを原本とします。）を「応募作文送付先」の法務局（支局）に郵送又は持参願います。

(5) 応募締切り

令和8年9月7日（月）（当日消印有効）

(6) その他

ア 応募作文は1人1編とし、未発表のものに限ります。他のコンテスト等と重複して応募することはできません。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象となりません。

エ 応募者以外の第三者による作文の加筆・修正はしないでください。

### 3 表彰等

(1) 入賞発表

入賞者には、令和8年11月中に所属校を經由して内報します。

(2) 表彰（予定）

次の各賞について表彰します。

○優秀賞

京都地方法務局長賞 (3編)

京都府人権擁護委員連合会長賞 (3編)

京都府教育委員会教育長賞 (1編)

京都市教育長賞 (1編)

京都新聞賞 (2編)

NHK京都放送局賞 (2編)

KBS京都賞 (2編)

京都サンガF.C.賞 (2編)

○佳作 (20編)

(3) 表彰式

令和8年12月6日（日）

## 4 公表

(1) 入賞作文については、応募者及びその保護者の同意を得た上で、応募者の学校名、学年、氏名（下記(2)前段の場合を除く。）、応募作文の題名を公表するとともに、優秀賞受賞作文については、主催者が作成する作文集「京都人権」にその内容を掲載します。

また、優秀賞受賞作文は、報道機関等においてその内容を公表することがあります。

さらに、その他の作文についても、同様に公表することがあります。

(2) 作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがあります。

また、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

(3) 地方公共団体等、主催者以外の第三者による刊行物等への掲載を許可することがあります。

(4) 上記(1)から(3)までについて、不都合がある場合は、応募時に申し出てください。

## 5 全国中学生人権作文コンテスト（中央大会）への推薦

優秀賞受賞作文の中から若干編を、第45回全国中学生人権作文コンテスト（主催：法務省、全国人権擁護委員連合会）に推薦します。

中央大会への推薦作文については、応募者及びその保護者の同意を得た上で、応募者の学校名、学年、氏名（上記4(2)前段の場合を除く。）及び応募作文の題名が法務省ホームページ及び報道機関に公表されるとともに、上位入賞作文については、同ホームページ及び入賞作文集等に掲載されます。また、特に優秀な作文については、法務省において開催される表彰式で表彰されます。

## 6 その他

(1) 応募作文は返却しません。

(2) 応募作文の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属します。

(3) 応募者の個人情報、応募作文の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用します。

(4) 中学校等による事前審査は不要です。ただし、中学校等が自主的に内容確認等をする際に、送付作文の選抜を行うことを妨げるものではありません。

## 7 問合せ先

応募に関する詳細は、以下の担当係までお問い合わせください。

京都地方法務局人権擁護課企画係 TEL：075-231-0325（直通）

# 令和8年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会

## 人権作文応募票

学校名	
学校所在地	〒
担当者（職・氏名）	
連絡先 (TEL)	(FAX)

学年別応募総数及び送付数				
学年	1年	2年	3年	計
応募総数				
送付数				

- ※ 1 各作文には、①学校名・②学年・③氏名（ふりがな）・④題名を必ず記入してください。
- 2 「応募総数」は、このコンテストに取り組んだ生徒の総数です。
- 3 「送付数」は、応募総数のうち法務局宛てに送付する作文数です。

## 応募作文送付先

※学校の所在地を管轄する下記の法務局（支局）へ送付又は持参してください。

<p>※ 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町 〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 京都地方法務局人権擁護課企画係 (TEL 075-231-0325)</p>
<p>※ 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、 宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村 〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶33-2 宇治法務合同庁舎 京都地方法務局宇治支局 (TEL 0774-24-4122)</p>
<p>※ 亀岡市、南丹市、京丹波町 〒622-0041 京都府南丹市園部町小山東町平成台一号17 京都地方法務局園部支局 (TEL 0771-62-0208)</p>
<p>※ 宮津市、与謝野町、伊根町 〒626-0046 京都府宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎 京都地方法務局宮津支局 (TEL 0772-22-2561)</p>
<p>※ 京丹後市 〒627-0021 京都府京丹後市峰山町吉原71 京都地方法務局京丹後支局 (TEL 0772-62-0365)</p>
<p>※ 舞鶴市 〒624-0937 京都府舞鶴市字西110-5 京都地方法務局舞鶴支局 (TEL 0773-76-0858)</p>
<p>※ 福知山市、綾部市 〒620-0035 京都府福知山市字内記10-29 福知山地方合同庁舎 京都地方法務局福知山支局 (TEL 0773-22-1293)</p>